

韓日政府の2015日本軍「慰安婦」合意、廃棄させなければならない

金昌祿（慶北大学法学専門大学院・教授）

I. はじめに

本日のシンポジウム案内文の趣旨文には、「いかに、政府間合意に魂を込めて活かしていくのか」という課題について考えたいと書いてある。また、基調講演者たちも「完成」させ、「改善」させていこうと主張する。

結論から述べれば、たいへん遺憾ではあるが、日本軍「慰安婦」問題に関する韓日両国政府の2015年12月28日の「合意」（以下、「2015合意」）は、完成させることも改善させることもできず、そのため、活かしていくことのできないものである。

「2015合意」は、その根本前提において誤った「合意」なので、日本軍「慰安婦」問題の真の解決はもちろん、韓日関係の未来のためにも廃棄させなければならない。

II. 「2015合意」はそもそも解決策になりえない。

1. 日本軍「慰安婦」問題の核心としての「法的責任」

日本軍「慰安婦」問題の核心は、韓半島をはじめとしたアジア地域の多くの女性を強制的に引っ張って行って「性奴隷」を強要した犯罪に対して日本が責任を負わなければならないというものである。その責任は、犯罪に対するものである所以に法的責任であり、日本という国家が負わなければならないので国家責任である。日本はその責任を尽くすために事実認定、謝罪、賠償、真相究明、慰霊、歴史教育、責任者の処罰をしなければならない。これが、これまで4半世紀の間、重ね重ね確認されてきた常識である。

1980年代末から日本軍「慰安婦」問題を提起した韓国の女性団体が、1990年代初めから自ら立ち上がって被害者であることを明らかにしたハルモニたちが、道端で、講演で、法廷で訴えたのが、まさにその法的責任である。1994年の国際法律家委員会報告書、1996年の国連人権委員会クマラスワミ報告書、2000年の国連人権小委員会マクドゥーガル報告書、2001年の「2000年日本軍性奴隷戦犯女性国際法廷」の最終判決文などが重ねて確認したのが、まさにその国家責任である。

基調講演者たちが言及した2014年6月の第12次アジア連帯会議の提言も、まさにその「法的責任」を果たせというものである。たとえ、提言では「法的責任」という単語は登場せず、主要な処罰対象がいなくなった状況であることを考慮して「責任者処罰」という項目が抜けているとはいえ、その日本政府に対する要求のなかには「日本政府および軍」が「当時の様々な国内法・国際法に違反した重大な人権侵害」を犯したという事実と、それに対する責任を認めること、「翻すことのできない明確で公式

な方法で謝罪すること」、「謝罪の証として被害者に賠償すること」、「日本政府保有資料の全面公開」と「国内外でのさらなる資料調査」、「追悼事業の実施」、「義務教育課程の教科書への記述を含む学校教育・社会教育の実施」が含まれている。これは、「法的責任」以外の何物でもありえない。

2. 「2015 合意」が“進展”？

基調講演者たちは「2015 合意」で、1) 日本政府が「責任」を痛感するとしたという点、2) 内閣総理大臣がおわびと反省の気持ちを表明するとしたという点、3) 日本政府予算で資金（10 億円）を拠出することにしたという点をもって「進展」があったと評価する。

1) しかし、すでに 1995 年に発足した「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、「国民基金」）が被害者たちに伝えようとした「おわびの手紙」に、「我が国としては、道義的な責任を痛感しつつ」と書かれている。したがって、進展ではない。もちろん「道義的」という単語は抜けた。しかし、韓日外交長官記者会見の直後に、安倍総理と岸田外相が「法的責任」を認めたものではないと釘を刺した。質問が「道義的責任か、法的責任か」であるので、「法的責任」ではないとすれば「道義的責任」であるほかない。「2015 合意」の「責任」もまた「道義的責任」にすぎず、したがって「進展」はないのである。

2) 内閣総理大臣のおわびと反省も新しいものではない。上記の「おわびの手紙」は、内閣総理大臣名義となっている。さらに「おわびの手紙」には歴代内閣総理大臣の署名が入っているが、「2015 合意」の「おわび」は「代読おわび」である。なんの「進展」があったというのか。

3) 岸田外相は記者会見直後に、10 億円は「賠償金ではない」と釘を刺した。さらに、去る 3 月 17 日の参議院外交防衛委員会では、「償い金」でもないと言った。そうであれば、10 億円はなんなのか？「医療支援」のために日本政府が「国民基金」に出資した 11 億 2 千万円のお金と同様、「法的責任」はもちろん、なんらの責任とも関係のない「人道的な支援金」でしかない。それを「謝罪の証拠としての賠償」あるいは「賠償的措置」とみるのは、甚だしい誤読である。

4) 2011 年、韓国の憲法裁判所決定が「2015 合意」を触発したというのは事実である。しかし、「2015 合意」は、その決定が出した宿題をまったく解決できなかった。宿題は、「請求権協定」に対する韓日間の解釈上の紛争を解決せよ」というものであった。ところが、「2015 合意」以降にも韓日両国政府は、「これまでの立場に変わりない」と言っている。この点でも「進展」はないのである。

3. 「2015 合意」は「退歩」である。

これまで検討したように、「2015 合意」にはなんら「進展」がない。一方、「退歩」は明確である。「2015 合意」には「河野談話」で明確に認められた「強制性」、「河野談話」はもちろん「おわびの手紙」でも宣言されていた「歴史教育」は、完全に排除されている。

2007年3月16日に第1次安倍内閣が「強制連行」を否定する閣議決定をしたという事実を想起しよう。安倍内閣が始まってから、「河野談話」の趣旨を生かして大多数の日本の中学校教科書に記述されていた日本軍「慰安婦」関連記述が完全に消えたという事実を想起しよう。安倍内閣がアメリカなどの歴史教科書で日本軍「慰安婦」関連記述を削除するために組織的に活動したし、今も活動しているという事実を想起しよう。

「2015合意」は、そのすべての事実に対して沈黙している。沈黙はすなわち黙認である。それなのに、「最終的・不可逆的解決」であるという。「そのため」、「2015合意」は明確な「退歩」であるのである。「国民基金」よりも「退歩」したものなのである。

Ⅲ. 「時間がない」？「現実を考慮すると、仕方がない」？

被害者たちが人生の終わりを目前にしているので、「2015合意」を活かさなければならぬのか。1990年代初めに問題が本格化したときから、既に被害者たちは高齢であって時間がなかった。被害者たちは、「国民基金」の「償い金」を時間がないにもかかわらず拒否した。その後、20年以上、本当に時間がなかったにもかかわらず「真の解決」をせよと訴えてきた。それなのに、今になって最初から解決策になりえない「2015合意」を持ち出して、時間がないので受け入れよとせきたてるのが妥当なことなのか。なによりも、その痛ましくつらい長い歳月を過ごしてきた被害者たちに対する礼儀ではない。

日本の現実を考えると、現在としてはこれが最大限であるので、「落第点水準の慰安婦認識をもつ安倍総理から」これだけでも得たのだから「2015合意」を活かさなければならぬのか。日本軍「慰安婦」問題について多く考え、その解決のために熱心に努力してきた方たちの言葉であるので、決してその重さが軽いわけではない。しかし、去る4半世紀の歳月の間、全身を捧げて「真の解決」を訴えてきた被害者たちに、彼らの切々たる訴えに答えてきた全世界の市民に、「加害者の状況がこうなので、これでも受け入れなければならない」とせきたてるのが妥当なことなのか。とても残念な話であるが、これは間違いである。

そもそも「2015合意」程度であれば、強いて今の時点で必要でもない。韓国は1993年に日本軍「慰安婦」被害者の生活安定を支援する法律を制定して、2002年に記念事業までできるように範囲を拡大した。日本政府から10億円の「支援金」を敢えて受け取らなければならない理由もなく、「和解・癒し財団」という目的不明の機構を作る必要もない。韓国の法律にしたがって支援と記念事業をすればよいのである。

Ⅳ. 歴史に罪を残さないために一緒に「戦争」に出よう—結びに代えて

「主催者開催辞」で言及されたように、日本軍「慰安婦」問題は「歴史戦争」の場である。しかし、それは韓国と日本が、韓国人と日本人がひとかたまりになって互いに争う「戦場」ではない。「日本人全体が「不道德な人間集団」だ」という攻撃をする「戦場」では決してない。

その「戦争」は、日本軍「慰安婦」問題が普遍的な女性人権の深刻な侵害であるのかどうか、国家的次元の深刻な人権侵害に対して加害国が明確に責任を負わなければならないのかどうかをめぐる「普遍的価値」に関する戦いである。

「2015 合意」は、「現実」を考慮して「価値」は覆い隠そうというものである。そうした「2015 合意」を前提にして、韓国と日本の未来世代に何を指向せよということができるのだろうか。結局は「現実」だ、結局は「力」だと教えるのか。それこそ「知識の諦め」「価値の諦め」ではないのか。

日本軍「慰安婦」問題の「真の解決」は、「終息」や「封印」ではなく「指向」でなくてはならない。韓国と日本がどのような価値をともに指向するのかを「決断」する問題である。韓日関係の未来は、その「決断」にかかっている。

(2016 年 7 月 30 日)

翻訳：橋本繁（東京大学大学院総合文化研究科韓国学研究部門・特任研究員）